



# Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ税理士法人

2016年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 税務行政へのリスク管理手法適用に関する最新動向

税務行政へのリスク管理導入は2011年、ベトナム税務当局(以下「税務当局」)が開始し、その後、2012年税務管理法(the Law on Tax management)改正法およびそのガイダンスである Decree 83/2013/ND-CPによって施行された。これに基づき財務省は2015年12月21日付で、税務行政へのリスク管理手法の適用の詳細を規定する Circular No. 204/2015/TT-BTCを発表(2016年2月4日発効)した。主要点は以下のとおりである。

### (1) すべての税務管理手続へのリスク管理の導入

税務当局は、以下を含む税務管理行政に係る主要な活動のすべてにリスク管理手法を導入する。

- 税務登録
- 申告・納税
- 未払税および税務管理に係る決定の執行
- 還付
- 税務調査
- 税務書類の管理および使用
- 税務管理に係るその他の手続

税務書類の作成、印刷、公表、管理および使用の事例分類、還付書類の分類、税務調査、調査対象の選定のためのリスク評価を含む、税務管理手法

適用のための基礎とするために、納税者は、税務当局が様々な情報を基に策定した一連の基準および指標に基づき、リスク評価およびリスクレベルの分類を受ける。

### (2) リスク評価の基準、指標および情報

リスク管理に使用される基準および指標は、各税務行政手続の様々な目的に使用できるよう、以下のように策定された。

- 2種類の基準・指標:
  - (i) 納税者の税務コンプライアンスレベル評価
  - (ii) 納税者のリスクレベル評価
- 6種類の基準・指標:
  - (i) 税務登録に関する調査対象の選定
  - (ii) 現地調査に必要な申告書類の選定
  - (iii) 還付書類の分類および還付後の追加調査対象の選定
  - (iv) 調査対象会社の選定
  - (v) 未払税の徴収管理および執行
  - (vi) インボイスおよびその他税務書類に関する追加調査を行うための高リスク事例の選定

これらの基準および指標は税務当局が入手および処理した外部または内部からの情報およびデータに基づいて作成されている。主な情報源として以下が挙げられる。

- 税務登録、申告および納税に関する書類
- 他の管轄当局と交換した情報または他の国もしくは地域の税務当局、組織または個人と協議した内容
- 納税者の法令違反に関する情報(税務当局および他の管轄当局が発見および取り扱っているもの)

税務当局は、これらの基準、リスクレベル区分および専門的な情報を基に、各手続ごとにリスクが高いと判断される納税者を分類し、リストの作成および管理を行う。

### (3) 専門情報に基づく納税者リスクの自動評価

納税者のリスクは評価され、6段階のリスクレベル(「非常に低い」、「低い」、「標準」、「高い」、「非常に高い」および「事業開始から12カ月未満」)に区分される。税務当局は、これらの結果に基づき高リスクの納税者に調査を行い、監視措置を実施する。

また、納税者のコンプライアンスレベルについても「高い(カテゴリー1)」、「標準(カテゴリー2)」および「低い(カテゴリー3)」の3段階に分類する。

納税者のコンプライアンスレベルは税務当局が税務手続を実施する際の重要な判断基準であり、コンプライアンスレベルが高い納税者は、還付、インボイス使用等に関してコンプライアンスレベルが低い納税者より優先的な対応を受ける。

納税者は以下の事例のいずれかに該当する場合、コンプライアンスレベルが低いと判断される。

- 調査時に資本金の50%を超える欠損金を有している
- 仕入付加価値税額を申告する期間が常に同業他社の平均より長い
- 課税日より前2年連続して、脱税もしくは税金詐欺等による税務行政処分をまたは不適切な会計処理により関係当局から処分を受けている

納税者のコンプライアンスレベルおよびリスクレベルの判定は、一律、以下の三つの手順を用いて自動的に行われる。

- 税務総局の「納税者データベースシステム」に納税者の情報を系統的に集積および処理
- 3年ごとに税務管理に関する基準およびリスク管理指標を決定し、四半期ごとに見直し(調整、追加または更新)
- 情報を分析し、納税者のコンプライアンスレベルおよびリスクレベルを判定

### (4) 税務調査におけるリスク管理

リスクレベルの分析および評価に基づき選定された現地調査の件数は、年次計画に定める調査件数の90%以上でなくてはならない。

2015年以来、税務総局は20の固定的基準および24の可変基準を発表しており、これらは調査対象の選定に統一的に使用されている。これらの基準に基づき、税務当局は、納税者の財務状況、税務リスクおよび税務コンプライアンスレベルを適切に評価することができる。

### (5) 還付に係るリスク管理

税務当局は独自のデータベースシステムを使用して還付書類を「還付調査前の書類」と「還付調査後の書類」に分類する。

同時に還付調査後の書類については、リスクレベルが高い納税者から順に調査対象を選出する。具体的には以下のとおりである。

- Decree 83/2013/ND-CP41 条 4 項 a に定める条件に該当する企業(還付が決定された年の前2年間、連続して欠損金を申告した企業および不動産業等から還付を受けた企業)は、還付決定日から1年以内に還付後調査を受ける
- Decree 83/2013/ND-CP41 条 4 項 a に定める条件に該当する企業(上記以外)は、高リスク企業についてはすべて還付決定日から60日以内に、リスクのある企業についてはその半数が90日以内に、残り半数は180日以内に還付後調査を受ける

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。